

賢明なる海軍當局は我等が要求を理解し速に左  
の各案に對し合理的の解決を與えられんことを  
望む

左記

- 一八時間労働<sup>制</sup>実施 一、共済組合年金制度の改訂
- 一、団体交渉権を認められたる件 一、労働者の  
災害保償制度を認められ度件 一、最低賃金制度  
を實施せられ度件 一、共済組合を法人組織にせ  
られ度件 一、有給休日制を實施せられ度件
- 一、工務規則第二十七條、二第  
九項中改正の件 一、工務規則第四十六條第四項  
中改正の件 一、海軍共済組合規則第二十八條第  
二項中改正の件 一、其他第一回第二回聯盟會議  
右決議す

大正十五年二月二日

第三回海軍労働聯盟會議

B 宣言

吾等労働組合聯盟四萬五千の大衆は議會主義を  
是認し新しき時代の新しき社會政策の徹底化に  
より労働條件の改善、民衆生活の安定を社會に  
要求すると同時に内にはドス黒い工場、煙の中  
でよく十時間と云ふ長い長い労働に服し、席の  
軍需工業の爲めに盡して居る

然るに共へられたる吾等の生活を靜かに考へる  
時餘りに吾等の生活が悲惨であり社會が吾等に  
與ふる報酬が慘酷なる事を悲む見よ！  
吾等の家には饑乏たる灰色の陰鬱な空氣に包ま  
れて居る  
社會將た又為政者之を何と見らざるや、吾等